

(仮称) 刈谷市手話言語条例の制定について

1 趣旨

日本も批准している障害者の権利に関する条約において、手話は言語であることが定義されています。また、平成 28 年 10 月に愛知県が「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定しており、本市として県条例に基づき、聴覚障害のある方を対象とした様々な事業を実施してまいりました。

本年 5 月に、障害者による情報取得利用と意思疎通に係る施策の推進を目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が交付・施行されたことを受け、市民に対し「手話は言語である」という認識の浸透を図り、手話及び手話を使用するろう者への理解をより深めていただくことにより、地域共生社会の実現を推進するため、(仮称) 刈谷市手話言語条例を制定しようとするものです。

2 手話言語条例とは

手話言語条例は、手話が独自の文法体形を持つ言語であること及び手話を使用するろう者への理解を深めることを目的とした条例である。

当事者団体である刈谷市ろう者協会からも条例制定を強く要望されている。

3 協議方法

- (1) 関係団体等への懇談会
- (2) パブリックコメントの募集

4 その他

(仮称) 刈谷市手話言語条例の制定時期は、現在、検討中です。